



新潟県公報

平成24年
7月13日(金)
第2393号

目次

告示

○消費生活協同組合法第50条の5の基準を定める告示	569
○予定保安林	569
○保安林の指定	570
○指定施業要件変更予定保安林	570
○土地改良区定款変更の認可	571
○建築基準法による指定確認検査機関の変更の届出	571
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	572

公告

○開発行為の工事完了	573
------------	-----

正誤

○第1368号中	573
○第2387号中	573
○昭和37年号外第21号中	573
○平成24年号外第35号中	574
○平成24年号外第36号中	574
○平成24年号外第42号中	574

告示

新潟県告示第四四四号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号。以下「法」という。）第五十条の五の規定に基づき、行政が定める基準を次のとおり定める。

平成二十四年七月十三日

新潟県知事 福田 富一

法第五十条の五の行政が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）第四条の二に規定する基準とする。

（くらし安全安心課）

新潟県告示第401号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月13日

新潟県知事 福田 富一

1 保安林予定森林の所在場所

日光市長畑字小滝平1189、字小滝向1190、字中滝向1191、字栗拾道4067-1、4068、4069、字花鳥屋4070、4071、字志路手4072から4074まで、字猪子倉4075、4076、4077-1から4077-5まで、4078、4079-1、4079-2、字カンカラ4080、4081、4082-2、字小屋ノ沢4091-1、4091-2、4092、4094、4129、字柿木平4093、字フクベ沢4095、4096、字八郎畑4097から4099まで、字岩台久保4100-1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第402号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

1 保安林の所在場所

日光市瀬尾字下山1460、1461（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第403号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

日光市 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

日光市 (次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、択伐による。

日光市 (次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第404号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
日 向 土 地 改 良 区	平成24年6月27日

(農地整備課)

栃木県告示第405号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の21第2項の規定により指定確認検査機関から変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定確認検査機関の名称
財団法人栃木県建設総合技術センター
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

名称	財団法人栃木県建設総合技術センター	公益財団法人とちぎ建設技術センター
----	-------------------	-------------------

3 変更年月日
平成24年 4月 1日

栃木県告示第406号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年 7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人日本建築センター
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
名称	財団法人日本建築センター	一般財団法人日本建築センター

3 変更年月日
平成23年 4月 1日

II

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人住宅金融普及協会
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
名称	財団法人住宅金融普及協会	一般財団法人住宅金融普及協会

3 変更年月日
平成23年11月 1日

III

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人日本建築センター
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
住所	東京都千代田区外神田六丁目 1 番 8 号	東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地
業務を行う事務所の所在地	東京都千代田区外神田六丁目 1 番 8 号	東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地

3 変更年月日
平成23年11月 7日

IV

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人栃木県建設総合技術センター
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
名称	財団法人栃木県建設総合技術センター	公益財団法人とちぎ建設技術センター

3 変更年月日

平成24年 4月 1日

(建築課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年 7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上三川字京田1708番 1	河内郡上三川町しらさぎ一丁目21番地 8 グリーンステージ I 305	小 口 哲 史
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字下坂ノ上1630番 2、1630番11	塩谷郡高根沢町大字石末2830番地15	野 中 秀 樹
塩谷郡高根沢町大字花岡字下原747番 6、747番 7	塩谷郡高根沢町大字花岡806番地	伊 藤 達 夫 伊 藤 政 恵
真岡市飯貝字原町北道東2277番90	真岡市飯貝2277番地26	川 崎 教 正
真岡市石島字長窪973番 5、973番25	真岡市久下田1378番地 1 コーポクラウディア306号	青 木 美 和
下都賀郡野木町大字南赤塚字行家西1218番 2、1218番 9、1219番28 (開発行為に関する工事) 下都賀郡野木町大字南赤塚字行家西1218番 2 地先 【第1工区】	下都賀郡野木町大字佐川野1785番地 1	社会福祉法人延寿会

(都市計画課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第1368号	630	14	連絡所	連絡先
第2387号	516	25	平成24年 8月21日 (火)	平成24年 8月16日 (木)
昭和 37 年 号外第21号	4	下から 1	である	ある
	5	下から10	異議が	異議
	6	17	議長に	議長は
		下から 1	議長の	議長の
	7	下から16	前の	前の
	9	下から 3	委員会	委員
11	下から 3	懲罰	罰	

平成 24 年 号外第35号	2	12	陳述せしむる	陳述
		13) せしむる) を
平成 24 年 号外第36号	8	10	(組合) を 「 (組合) を 「
平成 24 年 号外第42号	2	14	前各号	前各号のいずれか